

後期高齢者医療制度の保険料、「徴収率下がる」と口座振替拡大に反発

社会保障審議会・医療保険部会（部会長＝糠谷真平・独立行政法人国民生活センター顧問）は12月12日、後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の見直しの状況等について厚労省から報告を受けた。厚労省は、元に戻しても老人保健制度の問題解決にならないため「廃止はしない」とし、高齢者医療を支える費用負担や年齢のみの区分、年金からの保険料支払いのあり方を見直しの具体的な視点に掲げた。このうち同日の部会では、与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチーム（PT）がとりまとめた保険料の口座振替と年金天引き（特別徴収）の選択制の拡大について議論した。

口座振替が選択できるようになったのは政令改正を行った2008年7月以降で、2年間国民健康保険の保険料（税）の滞納がなく、本人の口座から口座振替で納付する場合、年金収入180万円未満で、世帯主または配偶者が口座振替で納付する場合の要件に該当する75歳以上の高齢者が選択できる。だが、その後も年金天引きに対する反発が強いこと等から、与党PTは11月、口座振替が選択できる要件を撤廃し、09年4月から、すべての75歳以上の高齢者は原則として年金からの天引きと口座振替を選択できるようにすることを決めた。

口座振替の拡大で徴収率が低下すると指摘されている点について厚労省は、政令改正で「市町村が認める方」という要件を残し、これまでの納付実績等により、口座振替への変更を認めない、口座振替で振替不能になった場合は特別徴収に戻すことを可能にすることで、「保険料の確実な収納を担保できる」と



「利害関係者を含めた議論が必要」と保険局総務課の神田課長。右は国民健康保険課の武田課長

した。だが委員からは、「口座に残高がなく振替できなかった分は収入源になる。実質が伴わない」（山本文男委員・全国町村会会長、福岡県添田町長）など反対意見が続出。また、後期高齢者医療制度の見直しにも議論が拡大し、神田真秋委員（全国知事会社会文教常任委員会委員長、愛知県知事）は都道府県の立場から、「高齢者医療制度に関する検討会」で舛添厚労大臣が示した後期高齢者医療制度と国保の一本化案について、「運営上の心配があり、財政上に問題もある。構造的にどう変えていくかを根本から議論しなければ、一本化は空論に過ぎない」とし、同検討会とは別に議論の場を設けるよう強く求めた。

利害関係者で議論する必要性に保険局総務課長が言及

終了後、取材陣に対して神田総務課長は、「学者の先生だけで議論しても利害関係者は納得しない」とし、「高齢者医療制度に関する検討会」で論点整理ができたタイミングで、自治体や保険者、日医等の利害関係者を含めた議論の場を設ける考えを明らかにした。